



長野県報

5月15日(木)
平成15年
(2003年)
第1456号

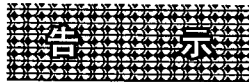
目次

告示

- 青少年健全育成推進総合対策事業補助金交付要綱の一部改正(青少年家庭課) 1
- 訓練手当支給要綱の一部改正(産業活性化・雇用創出推進局) 1
- 都市計画法に基づく都市計画事業の認可(都市計画課) 1
- 道路の供用開始(2件)(道路維持課) 2
- 道路の区域変更(3件)(道路維持課) 2
- 諏訪広域連合規約の変更(市町村課まちづくり支援室) 3
- 社会教育活動事業補助金交付要綱の一部改正(文化財・生涯学習課) 3

公告

- 随意契約の相手方の決定(市町村課) 4
- 一般競争入札(医務課県立病院室) 4
- 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書の縦覧(産業振興課) 6
- 土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(2件)(土地改良課) 6
- 土地改良区の定款変更の認可(土地改良課) 6
- 土地改良区の役員の就退任の届出(3件)(土地改良課) 6
- 平成15年度長野県警察官採用試験(A)の実施(人事委員会事務局) 8



長野県告示第279号

青少年健全育成推進総合対策事業補助金交付要綱(昭和57年長野県告示第324号)の一部を次のように改正し、平成15年度の補助金から適用します。

平成15年5月15日

長野県知事 田中康夫

第2の表を次のように改める。

事業の種類	経費	補助率
健全な社会環境づくり活動促進事業	1 少年補導センターの運営に要する経費	2分の1以内。ただし、人口7万人以上の市にあつては40万円、人口7万人未満の市にあつては25万円、町村にあつては10万円を限度とする。
	2 よりよい環境づくりを促進するための巡回活動に要する経費	
	3 よりよい環境づくりを促進するための広報啓発運動に要する経費	
	4 市町村が独自に行う青少年育成推進員の活動に要する経費	

青少年家庭課

長野県告示第280号

訓練手当支給要綱(昭和41年長野県告示第641号)の一部を次のように改正し、平成15年4月1日以後の公共職業訓練又は職場適応訓練に係る訓練手当から適用します。

平成15年5月15日

長野県知事 田中康夫

第2第2項中「第8号の2」を「第8号の3」に改める。

第3第2項第1号中「3,940円」を「3,930円」に改め、同項第2号及び同第3第3項中「3,540円」を「3,530円」に改める。

産業活性化・雇用創出推進局

長野県告示第281号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をいたしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年5月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
松本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松本都市計画墓園 1号 中山墓園
- 3 事業施行期間

平成15年5月15日から
平成25年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
松本市大字中山字中山、字蟹堀、字楸形原道下、字南中山及び字中山南平地内
- (2) 使用の部分
変更なし

都市計画課

長野県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
その関係図面は、告示の日から平成15年5月30日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。
平成15年5月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 路線名 361号
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡開田村5811番地先から
木曾郡開田村6081番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年5月15日
- 2 (1) 路線名 奈川木祖線
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡木祖村大字小木曾5245番の85地先から
木曾郡木祖村大字小木曾4416番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年5月15日

道路維持課

長野県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
その関係図面は、告示の日から平成15年5月30日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。
平成15年5月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 路線名 403号
- (2) 供用を開始する区間
飯山市大字照岡字照岡山3943番の1地先から
飯山市大字照岡字原2338番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年5月15日
- 2 (1) 路線名 長瀬横倉停車場線
- (2) 供用を開始する区間
下水内郡栄村大字塚字又旅沢3179番の1地先から
下水内郡栄村大字塚字月岡2858番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年5月15日

道路維持課

長野県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から平成15年5月30日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。
平成15年5月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 361号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡開田村5811番地先から 木曾郡開田村6081番の2地先まで	旧	4.0~45.0 ^m	0.8495 ^{km}
		4.0~56.0	0.8155
同上	新	4.0~45.0	0.8495
		10.0~55.0	0.8155

道路維持課

長野県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から平成15年5月30日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。
平成15年5月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中野飯山線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字田上字川端227番の1地先から 中野市大字田上字川端227番の1地先まで	旧	11.7~14.0	0.053
		11.7~17.2	0.053
同上	新	11.7~17.2	0.053

道路維持課

長野県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から平成15年5月30日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。
平成15年5月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 403号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯山市大字照岡字原2338番の4地先から 飯山市大字照岡字原2338番の4地先まで	旧	5.0~6.5 m	0.0415 km
飯山市大字照岡字照岡山3943番の1地先から 飯山市大字照岡字原2338番の4地先まで	新	5.0~71.5 m	7.1282 km

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 飯山野沢温泉線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯山市大字野坂田字前田497番の3地先から 下高井郡木島平村大字穂高字古町10番の1地先まで	旧	6.0~38.5 m	2.1034 km
飯山市大字木島字宮原115番の1地先から 下高井郡木島平村大字穂高字古町10番の1地先まで		7.5~50.0 m	3.6601 km
飯山市大字木島字宮原115番の1地先から 下高井郡木島平村大字穂高字古町10番の1地先まで	新	7.5~50.0 m	3.6601 km

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 飯山斑尾新井線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯山市大字飯山字有尾3585番の1地先から 飯山市大字飯山字本町1159番地先まで	旧	16.0~51.0 m	1.0649 km
飯山市大字飯山字福寿町1131番の1地先から 飯山市大字飯山字本町1159番地先まで		16.0~26.5 m	0.3649 km
飯山市大字飯山字福寿町1131番の1地先から 飯山市大字飯山字本町1159番地先まで	新	16.0~26.5 m	0.3649 km

長野県教育委員会教育長告示第2号

社会教育活動事業補助金交付要綱(昭和47年長野県教育委員会教育長告示第3号)の一部を次のように改正し、平成15年度の補助金から適用します。

平成15年5月15日

長野県教育委員会教育長 瀬 良 和 征

別表中

市町村が「エル・ネット」受信用設備を社会教育施設に設置する事業

を

市町村が、地域の学習拠点として社会教育施設の機能向上を図るために実施する次の事業
1 「エル・ネット」受信用設備の設置
2 利用者用パソコンの整備
3 公立図書館の無線LAN化に必要な設備の設置

に改め、同表の図書館の地域IT

学習情報拠点化推進事業の項を削り、同表中

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 飯山妙高高原線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯山市大字静間字並柳369番の1地先から 飯山市大字蓮字五里久保482番の3地先まで	旧	3.8~52.5 m	2.8902 km
飯山市大字静間字並柳376番の1地先から 飯山市大字蓮字五里久保482番の3地先まで	新	13.0~45.5 m	2.8667 km

5(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 長瀬横倉停車場線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下水内郡栄村大字塚字又旅沢3179番の1地先から 下水内郡栄村大字塚字百合居1178番の3地先まで	旧	4.5~13.5 m	0.8273 km
同 上	新	4.5~26.5 m	0.8273 km
		9.5~26.5 m	0.8403 km

道路維持課

長野県諏訪地方事務所告示第1号

諏訪広域連合長から申請のあった諏訪広域連合規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成15年4月1日付けで許可しました。

平成15年5月15日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内 生 義

市町村課まちづくり支援室

市町村が、家庭の教育力の充実を支援するために行う次の事業

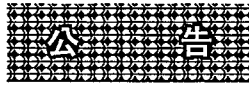
- 1 父親の家庭教育への参加促進を図る事業
- 2 子育て支援ネットワークの充実

を

市町村が、家庭の教育力の充実を支援するために行う子育て支援ネットワークの充実を図る事業

に改める。

文化財・生涯学習課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。
平成15年5月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
住民基本台帳ネットワークシステムに係る県ネットワークの監視及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県総務部市町村課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成15年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名称 財団法人 地方自治情報センター
(2) 所在地 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額
170,848,625円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

市町村課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成15年5月15日

長野県立こども病院長 石曾根 新 八

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品及び数量
全身用エックス線コンピュータ断層撮影装置 一式
 - (2) 物品等の特質
仕様書による。
 - (3) 納入期限
平成15年8月25日
 - (4) 納入場所
長野県立こども病院
 - (5) 入札方法
価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、

入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付されている者であること。
 - (3) 平成15年6月2日から同年6月24日までの間において、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス・メンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
 - (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。
- 3 入札手続等
 - (1) 担当する所の名称及び所在地
ア 場所 郵便番号 399-8288
南安曇郡豊科町大字豊科3100
長野県立こども病院 事務局
イ 電話 0263(73)6700 内線 3014
 - (2) 入札説明書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成15年5月15日から同年5月23日までの日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで
イ 交付場所
(1)の場所
 - (3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び同添付書類等(以下「確認申請書等」という。)の受付期間、受付場所及び提出方法
ア 受付期間
平成15年6月2日及び同年6月3日の午前9時から午後5時まで
イ 受付場所
(1)の場所
ウ 提出方法